

消費税の軽減税率制度に対応した 経理・申告ガイド

～区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで～

国税庁



- 軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。
- このガイドは、事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度の概要と、消費税課税事業者の方を対象とした「区分経理（記帳）」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れを説明しています。
- 軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」[国税庁 軽減税率](#) [検索](#) に、軽減税率制度に関する説明会の開催日程についても特設サイト「消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧」[軽減税率説明会](#) [検索](#) に掲載しています。
- 軽減税率制度・軽減税率対策補助金等・消費税価格転嫁等に関するお問い合わせは、各専用ダイヤル等（15ページ参照）で受け付けています。
- このガイドでは、一般的な事項について説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

QRコードから
特設サイトへ



1 軽減税率制度の概要

- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 日々の業務で対応が必要となること

仕入れ（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくとも、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申告

- 税率の異なるごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- 税率の異なるごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

● 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

区分	適用時期	令和元年10月1日から	
	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

● 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

● 帳簿と請求書の記載例

請 求 書

株〇〇御中

XX年11月2日

割り箸 550円

牛肉 ※ 5,400円

:

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 株△△

税率の異なるごとに合計した税込金額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ) 株〇〇

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株△△ 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

2 区分経理（記帳）

区分記載請求書を基に、帳簿等に記帳します。

（例）会社名：霞ヶ関商事㈱、経理方法：税込み、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

【元帳】

簡易共通

売 上

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 11	掛売上 (株)東京商店 日用品 食料品 ※		22,000 21,600
	掛売上 (株)埼玉商事 日用品 食料品 ※		16,500 32,400

※ 軽減税率対象品目

（注）発行した請求書等の控えを基に帳簿等に記載します。

納品書兼請求書 (控) No.45

2019年11月11日

(株)東京商店 御中

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事㈱

納品書兼請求書 (控) No.46

2019年11月11日

(株)埼玉商事 御中

紙コップ	2,200円
牛乳 ※	10,800円
：	：
合計	48,900円
(10%対象)	16,500円
(8%対象)	32,400円

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事㈱



【元帳】

仕 入

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 18	掛仕入 (株)静岡商店 日用品 食料品 ※	55,000 75,600	
11 19	仕入 (株)山梨商店 日用品 食料品 ※	88,000 64,800	

※ 軽減税率対象品目

（注）受領した請求書等を基に帳簿等に記載します。

請求書 No.32

2019年11月18日

霞ヶ関商事㈱ 御中

紙皿	5,500円
コーヒー ※	16,200円
：	：
合計	130,600円
(10%対象)	55,000円
(8%対象)	75,600円

※ 軽減税率対象品目

(株)静岡商店

領収書 No.15

2019年11月19日

霞ヶ関商事㈱ 御中

割り箸	2,200円
鮮魚 ※	54,000円
：	：
合計	152,800円
(10%対象)	88,000円
(8%対象)	64,800円

※ 軽減税率対象品目

(株)山梨商店

POINT!

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ この事例は一般課税での申告書の作成方法を記載しておりますが、区分経理（記帳）や申告に関する計算で簡易課税と共通する項目については、**簡易共通**と表記しています。簡易課税に関する留意点については、15ページ「7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ」を参照してください。

5 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者*に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。

特例計算の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

* 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

6 個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

これまでは、①「帳簿」等から「青色申告決算書」等を作成し、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、区分経理された「帳簿」等から「課税取引金額計算表」等を作成することとなります。

※ 令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば消費税確定申告書が作成できます。

7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

なお、売上げに係る記帳、決算及び課税売上げ等の計算については、このパンフレットに記載の区分経理（記帳）や一般課税での申告書の作成方法と同様の手順となります。共通する項目については「**簡易共通**」と記載していますので、参考としてください（申告書及び申告書付表の様式は、一般課税と簡易課税で異なります）。

また、課税売上げについては、税率ごとの集計のほか、2種類以上の事業を営んでいる場合には、事業区分ごとの集計が必要となります。

簡易課税に係る制度及び申告方法の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

8 免税事業者の方へ

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

この点、軽減税率制度の実施前でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が求められる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

《軽減税率制度の実施により、請求書等に追加して記載すべき事項》

- ① 軽減税率対象品目である旨
- ② 税率の異なるごとに合計した税込金額

※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組み上、予定されていません。

軽減税率制度に関するお問合せ先【消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）】

フリーダイヤル 0120-205-553（又は0570-030-456（有料））【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
上記の各ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）、軽減コールセンターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先【軽減税率対策補助金事務局】

フリーダイヤル 0120-398-111 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
URL <http://kzt-hojo.jp>



消費税価格転嫁等に関する相談対応【消費税価格転嫁等総合相談センター】

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。 URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>